

平成22年10月1日現在

商 品 名	自由金利型定期預金 大口定期
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 お預入れ時のお申し出により、自動継続（元金継続・元利金継続）をご利用いただけます。 ・ 満期日指定方式 1ヵ月以上3年以下
預 入	
預 入 方 法	一括預入
預 入 金 額	1,000万円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻しいたします。
利 息	
適 用 金 利	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入れ時に店頭表示された利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用いたします。
利 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間2年未満……………満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 預入期間2年、2年超3年未満……………1年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間3年……………1、2年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間4年……………1、2、3年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間5年……………1、2、3、4年目に中間利払いをいたします。 ・ 中間利払い……………4年、5年ものは約定利率 4年、5年もの以外は約定利率×70%
計 算 方 法	付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税 金	お利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の方の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）

平成22年10月1日現在

中途解約時の 取 扱 い	<p>満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率により計算したお利息とともに払戻しいたします。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入日から6ヵ月未満に解約の場合…… 下記A、B、Cのいずれか最も低い利率 (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%といたします。) ・ 預入日から6ヵ月以降に解約の場合…… 下記B、Cのいずれか低い利率 (Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%といたします。) <p>A：解約日における普通預金利率</p> <p>B：約定利率－約定利率×30%</p> <p>C：約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>※基準利率とは、解約日にこの預金の元金をこの預金の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率。</p>
金利情報の 入 手 方 法	<p>店頭のコ利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>
苦情処理措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務相談室（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。</p>
紛争解決措置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日（自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます。）以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・ 預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。）